

岐阜県地域防災クラブ活動支援事業費補助金に関するQ & Aについて

1 防災に関する地域クラブ活動について

問1 どのような活動が該当するのか。

- 小中高校生が主体となって取り組む防災に関する活動が対象となります。活動の例として地域の災害の歴史を調べる課外学習や防災に関する啓発イベントの企画・運営などがありますが、これ以外にも防災に関する取組であれば幅広い活動が対象となります。なお、クラブ活動となるため、一年を通して何らかの活動をしていることが必要です。

2 補助事業者について

問2 任意団体とあるが、自治会も補助事業者に該当するのか。

- 自治会も補助事業者となります。このほか、NPO、保護者会なども対象となりますが、団体規約を有する必要があります。

問3 他の地域クラブ活動もあわせて行っているが、今後、防災に関する活動を行いたいと考えている。この場合、補助事業者に該当するのか。

- 「イ 地域防災クラブ活動を今後運営していく予定の法人又は任意団体」に該当します。

3 補助事業について

問4 活動支援に掲げられた事業のうち「定例活動」とはどのようなものなのか。

- 学習会、野外活動、自主企画事業のようにイベント的に行う活動以外の活動で、定例的・日常的に取り組む活動が対象となります。具体的には、会員を定期的に集めて行うクラブ内での自主的な勉強会や例会などとなります。

問5 その他知事が必要と認めたものとはどのようなものなのか。

- 例示された活動に該当しない活動となります。補助事業に該当するかどうかは、活動内容の詳細を確認のうえ判断いたしますので、申請する前に防災課までご相談ください。また、事業実施計画に詳細をご記入ください。

問6 設立準備で物品の購入が認められているが、具体的にはどのようなものが対象になるのか。

- 活動場所に設置するスチールラック等の什器などが対象となります。購入物品と数量、整備が必要な理由を事業実施計画に記載してください。また、什器には、この補助金を使用したことが分かるシールなどを貼って表示してください。

問7 パソコンやプリンター等も什器と考えられるが、なぜ補助対象外なのか。

- パソコンやプリンター等は、活動場所以外に持出しが可能であり、本補助金の目的以外に使用される恐れがあるため、対象としていません。

2 補助基準額について

問8 地域防災クラブ活動で勉強会を行う予定であり、講師を呼ぶのに2万円かかるため、その分だけ申請したいが良いか。

- 勉強会の開催のために講師を招聘する費用は、補助の対象ですが、補助下限額が3万円となるため申請はできません。

問9 地域防災クラブ活動に本補助金以外に国等から補助を受けることは可能なのか。

- 可能です。なお、本補助金は100%補助のため、本補助金の対象として計上した経費以外の経費に充当するようにしてください。また、本補助金と他の補助金等を合わせた額が地域防災クラブ活動の運営費内に収まる必要があります。

問10 地域防災クラブ活動に15万円費用が掛かる見込みであるが、本補助金で補助されない5万円について国等の交付金を充てることは可能か。

- 可能です。なお、本補助金の対象とする経費と他の交付金の対象とする経費は明確に区分してください。

3 補助対象経費について

問11 証拠書類により金額等が確認できることが必要とのことだが、請求書はまだもらえていないため、証拠書類として見積書をつければよいか。

- 見積書では、確定した債権額の確認ができないため、証拠書類として認められません。このため、実績報告書の提出の前までに請求書を徴収し、添付してください。

問12 地域防災クラブに参加する生徒の保護者は、旅費の支給対象となるか。

- 旅費の支給対象となるのは、以下の二つの経費のみですので、児童・生徒の保護者は対象になりません。

- ①学習会等の講師となる専門家が、勤務先等から会場へ移動するために必要となる交通費
- ②地域防災クラブの指導者及び児童・生徒が、野外活動等の活動のために必要となる交通費

問 13 県の備品購入費は 10 万円以上のため、10 万円以下の物品は消耗品として考えてよい
か。

- 本補助金は、10 万円が上限のため、10 万円までとした場合、活動費用に充てることができなくなるため、補助金の半額となる 5 万円を上限としています。

問 14 コピー用紙等の購入は対象となるのか。

- 補助事業で使用したものであれば対象となります。この場合、補助事業以外で使用するものと明確に区分するとともに、使用した部分に関する費用についてのみ経費として計上してください。また、いつ何枚何に使ったのかを帳簿につけるなどし、対象経費の根拠を明確にしてください。

問 15 振込手数料は対象となるのか。

- 振込手数料は、振込後しか債権額が確定した証拠書類が取得できないため、支払いが完了した振込手数料のみが対象となります。
なお、請求の際は、支払いが証明できる書類（通帳の写しなど）を添付してください。

問 16 参加者への電話やLINE等を用いて連絡するが、その経費は対象となるのか。

- 連絡に係る費用を明確に出来ないため対象とはなりません。なお、郵便料金（切手代）は配達先ごとに区分できるため対象となります。郵便料金を経費として計上する場合には、いつ誰に何を送ったのかを帳簿につけるなどし、対象経費の根拠を明確にしてください。

問 17 野外活動で県広域防災センターまでバスを借り上げ出向く予定だが、バスの借り上げ料も対象となるのか。

- 事業を実施する際に必要な経費になりますので対象となります。ただし、全額補助となるため、借り上げ料は10 万円以内に限りします。

問 18 自主企画事業で必要となる物品について、本補助金と市町村の補助金を足し4 万円の物品を買おうと思うが、5 万円以下の物品のため対象となると考えてよいか。

- 本補助金で対象となる経費に他の補助金等を当てることはできないため対象とはなりません。なお、本補助金のみを原資とすれば購入することは可能です。

4 交付申請について

問 19 交付申請書の受付期間が過ぎた場合に申し込みはできないのか。

- 期間までに応募がない場合、または、予算に余裕がある場合には応募が可能ですので、受付期間を経過してから申し込みをしようとする場合には、県防災課までご確認ください。

問 20 積算金額の根拠資料は必ずつけなければならないのか。

- 物品の購入及び業者へ委託を行う場合には、見積書やカタログなど根拠資料を必ず添付してください。なお、それ以外の経費については、「収支予算書」の内容欄への積算根拠の記載をもって根拠資料の添付に代えることが可能です。

問 21 事業内容を補足する資料は必ずつけなければならないのか。

- 事業実施計画書に事業内容が書ききれぬ場合には提出は不要です。

5 補助事業の完了について

問 22 事業の完了が補助対象事業を全て実施し終了した時点とあるが、支払いの完了は必要ないのか。

- 事業実施計画書に記載した事業が全て実施されたことをもって補助事業の完了とみなし、支払いの完了までは求めません。このため、全ての事業を実施してから30日以内、または、令和9年2月28日のいずれか早い日に実績報告書を提出してください。
なお、実績報告書の提出にあたっては、請求書等債権の確定を示す書類を添付する必要がありますので、期限内に添付書類を準備するようご注意ください。